

## 幸区役所職場職員表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幸区役所組織の活力の向上に資するため、職員等の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 区長は、職員の志気の高揚又は職場の活性化について、顕著な功績又は模範として推奨するに値する業績のあった職員及び課等の組織を表彰する。

(表彰の申請)

第3条 表彰の申請は、自推・他推を問わないものとし、前条に定める表彰に値すると認められるものがあるときは、管理職に対して表彰の申出をすることができる。

2 前項の申出に当たっては、次の資料を添えて行うものとする。

(1) 事実を証明できる副書等

(2) 新聞や手紙等で事実が明らかになった場合には、その写し

3 第1項の規定により申出を受けた管理職は、意見を付して区長に申請するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、前条に該当するものについて、管理職は、区長に申請することができる。

(表彰の決定)

第4条 区長は、前条に定める申請があったときは、区部長会議に諮り、表彰の是非を決定するものとする。

(その他)

第5条 この表彰に副賞を添えることができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成10年5月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成21年4月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成29年4月1日から施行する。